
料金設定の在り方に関する研究会

ヒアリング資料

平成15年1月30日
K D D I 株式会社

基本的な考え方

1. はじめに

弊社は、電気通信事業者として、情報通信社会の変容、就く通信需要の増大や新たな技術革新に対応し、将来に亘ってより安価で利便性の高い通信サービスを提供し続けることが責務であると認識しています。国民生活に必要な十分なサービスを提供しつつ、将来に向けた技術開発・設備投資を怠らないためには、収益を安定的に確保し、健全な経営体質を維持する必要があります。

その根幹を成す収益源が利用者からの直接・間接の料金収入であり、公正かつ真摯な競争の中で社会から支持される適正な料金を主体的に設定し運用することが基本要件と考えています。

2. 料金設定の枠組みとその見直しについて

電気通信事業における最もベーシックな料金設定の枠組みは、各事業者が自らの役務提供区間において主体的に利用者料金を設定する方法であります。複数の事業者の接続によって提供される相互接続通話については、一の事業者が他の事業者の役務提供区間を含めてエンド・ツー・エンドで利用者料金を設定する方法（E - E料金）が一般的となっております。

この相互接続通話における料金設定事業者については、これまで事業者間の協議によって定めることが一般的なルール（接続ルールの見直し第一次答申）とされ、接続を実現するための主要な機能やネットワークコストの所在、利用者との関係等を勘案して、それぞれの接続形態毎に事業者間合意が形成されています。

各事業者は、これまでの協議合意の集積として定着した現行の料金設定の枠組みと、それに基づく収益構造を経営の前提として事業運営を行っています。このため、その見直しを行う場合は、関係事業者の経営へのインパクトを充分認識しておく必要があると考えます。

3．固定発携帯着通話の料金設定について

(1) これまでの料金設定の枠組み

これまで、料金設定に関する事業者間協議においては、それぞれのネットワークの果たす役割やサービスの特性等を勘案して、関係事業者間で合意形成が図られてきました。

固定発携帯着通話については、次のような観点から、携帯事業者による料金設定が事業者間合意として定着し、携帯事業者はその前提に基づき、ネットワークの高度化を通じて利用者へのサービス品質・機能の向上に努めてきております。

携帯電話網は、利用者の移動を前提としたロケーションフリーのネットワークであり、利用者の位置情報等を検索して接続する機能や移動中にも通話を継続するハンドオーバー機能等、固定電話 - 携帯電話間の通話を成立させるための主要な機能は携帯事業者側が提供していること。

固定電話 - 携帯電話間の通話における一通話あたりのコストの大半は、携帯事業者側が占めており、技術革新が著しく世代交替に伴う大規模な設備投資が必要（したがってコスト変動要素が相対的に高い）という特性から、利用者料金を平準化し、安定したサービス提供を継続するためには、携帯事業者が利用者料金を設定することが合理的であること。

(2) 利用者料金と接続料

電気通信事業者の電気通信事業収益は、利用者料金と接続料で成り立っていますが、それら料金の性格は大きく異なっています。一般に、利用者料金は、継続的な事業運営を前提に一定期間で事業コスト全体を回収することを目的に設定されていますが、接続料は、各年度の会計値をベースに他事業者との接続に必要なコストに限定して算定されています。

このため、利用者料金と接続料の料金水準は、凡そ全ての電気通信事業者において少なからず差異があり、弊社の固定発携帯着の場合、概ね2：1の比率となっています。

料金設定の枠組みの見直しは、単なる方法の変更にとどまらない収益構造全体に波及する問題であり、仮に利用者料金を接続料に置き換えることを検討するのであれば、次のような点も踏まえて、通信政策的観点からコンセンサスが形成される必要があると考えます。

- 急激な収益構造の変化に対応するため、今後の設備投資や新サービス投入に支障が生じる可能性があること
- 携帯発利用者料金に転嫁することとした場合、今後の料金低廉化の抑制要因となるとともに、固定発携帯着料金と携帯発固定着料金の新たな格差発生の可能性があること

(3) 料金設定の固定側への移行

以上のように、固定発携帯着の料金設定を全面的に固定側に移行することは、これまで事業者間で合理的に形成されてきた料金設定の枠組みを根底から覆すものであるとともに、携帯事業者にとっては、経営上多大な影響を強いられる結果を生じ、弊社はこれを直ちに受け容れられる状況にありません。

また、料金設定の固定側への全面移行は、固定電話の加入者系ネットワークを独占的に保有するNTT東西殿が、固定発携帯着についても圧倒的なシェアを手中にすることを意味し、公正競争上の問題も懸念されます。

更に、限りある資源である周波数帯・電波容量を最大限有効に活用すべきことは論を待たないところであり、これまで携帯事業者は、その料金政策によって、通信需要の平準化と供給の最大化に取り組んできたところではありますが、固定側に料金設定が全面移行した場合は、果たして限られた電波容量の有効活用を将来に亘って担保し得るか疑問があります。

これらの観点を踏まえても、固定発携帯着の利用者料金については、通話を成立させる主要な機能を提供している携帯事業者が設定することが合理的であり、そのコストの大半を占める携帯事業者側の経営効率化が直接料金の低廉化に反映される現行の枠組みが基本的に継続されるべきと考えます。

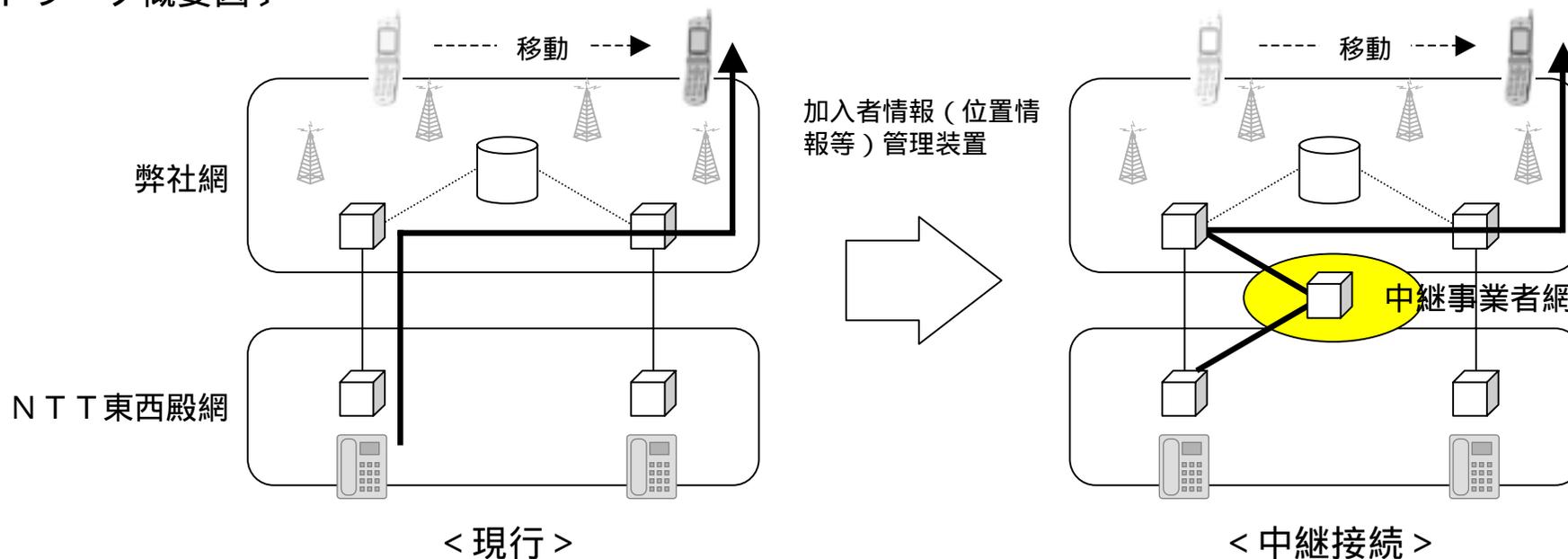
なお、弊社は、去年の値下げに引続き、本年春にも固定 - 携帯発着の料金格差を解消すべく更なる値下げを行う方向で検討しています。

4 . 中継接続について

電気通信分野における競争の意義は、代替性のあるネットワーク設備を構築することにより、その効率化を通じて利用者利便の向上に資することにあると考えます。中継事業者が国内長距離電話市場に参入した際は、分社以前のNTT殿の長距離ネットワーク区間を代替することにより、料金の低廉化を実現しました。しかしながら、固定発携帯着における中継接続は、追加的に中継事業者のネットワークを経由させる形態であり、ネットワーク的にはむしろ非効率と言わざるを得ません。

ブロードバンド化の進展に伴うIP電話の普及等により、今後は電話交換機を経由したトラフィックの大幅な変動も想定されるところであり、交換機等の改修や利用者のダイヤリング変更を伴う可能性のある当該中継接続に時間とコストを費やすことは、経済合理性の観点からも社会的な意義が乏しいと考えます。

〔ネットワーク概要図〕

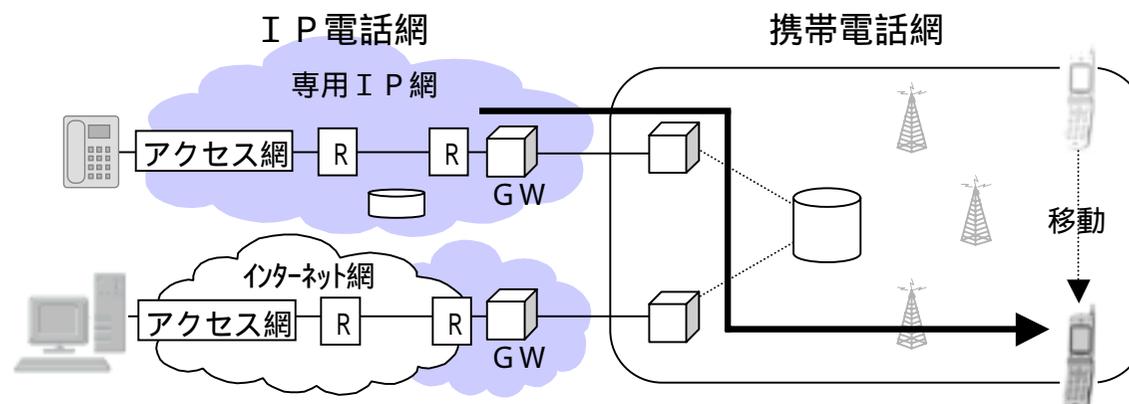


5 . I P 電話発携帯着について

I P 電話発携帯着の通話についても、携帯電話利用者の位置検索、移動中のハンドオーバー等、通話を成立させるための主要な機能はこれまで同様に携帯事業者が提供することから、当該通話についても基本的に携帯事業者が利用者料金を設定することが合理的であると考えています。

しかしながら、I P 電話には様々なネットワーク形態があり、また定額料金を導入する動き等ビジネスモデルも多様になってきています。このため、I P 電話との接続については、利用者料金の設定方法や事業者間の精算の仕組みに関して、既存電話間の接続とは同列に整理し難い点も生じてくる可能性があり、I P 電話発携帯着の通話については、一の電気通信事業者が E - E 料金を設定するという従来の考え方にとらわれず、過渡期にある I P 電話の特性も踏まえて検討していく必要があると考えます。

〔参考 I P 電話との接続構成（想定）〕



質問 1 どの事業者が利用者料金を設定すべきと考えるか（その理由）

料金設定事業者については、次の要素を総合的に勘案して事業者間協議により決定されることが適当と考えます。

要素		理由
主要な機能	通話・サービスを成立させるための主要な機能を提供すること	利用者利便の増進・電気通信市場の活性化
コスト要素	一通話あたりのコストの割合、コスト変動要素を多く占めること	料金の低廉化・平準化
利用者との関係	利用者（料金負担者）との関係がより直接的であること	利用者のわかりやすさ

携帯電話発着の通話については、上記要素を勘案して以下のとおり取り決められております。

発信	着信	当該要素を相対的に有している事業者			料金設定
		主要な機能	コスト要素	利用者との関係	
携帯	固定	携帯	携帯	携帯	携帯
携帯（発）	携帯（着）	同等	同等	携帯（発）	携帯（発）
携帯	国際	国際	国際	国際	国際
携帯	フリーダイヤル	フリーダイヤル	携帯	フリーダイヤル	フリーダイヤル
携帯	レダイヤル	レダイヤル	携帯	双方	レダイヤル
固定	携帯	携帯	携帯	固定	携帯
国際	携帯	国際	国際	-	国際

質問 2 携帯事業者は接続料によりコスト回収すればよいのではないか

利用者料金と接続料は、料金の性格が大きく異なります。利用者料金は、継続的な事業運営を前提に、一定期間で事業コスト全体を回収することを目的に設定されています。一方、現行の接続料は、各年度の会計値をベースに他事業者との接続に必要なコストに限定して算定されています。

このため、これまで固定発携帯着の利用者料金で回収してきた携帯事業者の事業コスト全体を現行の接続料により回収することは不可能です。

仮に料金設定の枠組みを見直し、利用者料金を接続料に置き換えることを検討するのであれば、次のような点も踏まえて、通信政策的観点からコンセンサスが形成される必要があると考えます。

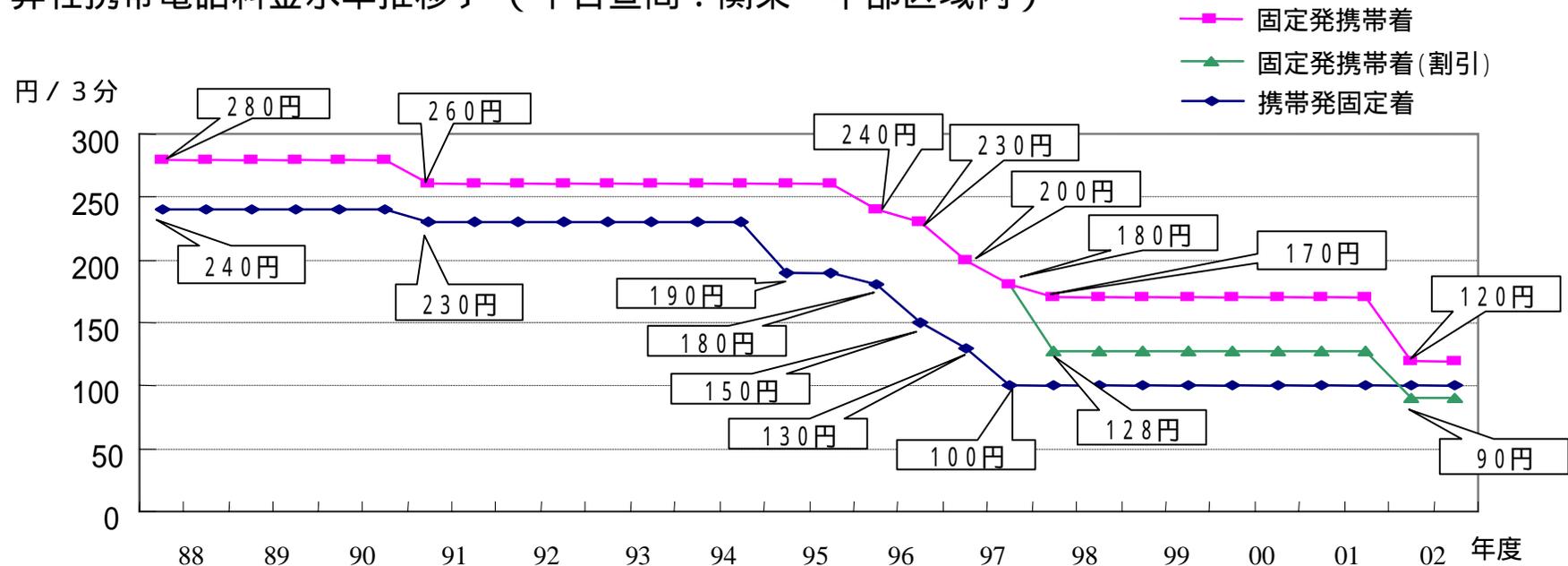
- ・ 急激な収益構造の変化に対応するため、今後の設備投資や新サービス投入に支障が生じる可能性があること
- ・ 携帯発利用者料金に転嫁することとした場合、今後の料金低廉化の抑制要因となるとともに、固定発携帯着料金と携帯発固定着料金の新たな格差発生の可能性があること

質問3 固定電話発携帯電話着の通話料は引下げインセンティブが働きにくいのではないか

弊社は1988年の開業以来、固定発携帯着の料金を、携帯発固定着料金同様、段階的かつ継続的に引下げて参りました。現在の固定発料金は、開業当時の料金を基準として57%の引下げとなっておりますが、これは同様の比較による携帯発料金の引下げ率58%とほぼ同水準の引下げとなっております。

弊社は、特定の固定電話と携帯電話との間の双方向の通話料を割引くサービスを提供しています。これは、発着双方の利用者にメリットのある割引サービスを提供することにより、料金の実質的な低廉化と利用拡大を目指すものであり、今後もこうした割引サービスの拡充に努めて参りたいと考えております。

〔参考：弊社携帯電話料金水準推移〕（平日昼間：関東・中部区域内）



質問 4 利用者料金からの収入と接続料からの収入の差額について

利用者料金と接続料は、料金の性格が大きく異なるため、これら料金からの収入を単純に比較することはできません。利用者料金は、継続的な事業運営を前提に、一定期間で事業コスト全体を回収することを目的に設定されており、現行の接続料は各年度の会計値をベースに他事業者との接続に必要なコストに限定して算定しており、その違いによって差額が生じています。（現在、弊社の固定発携帯着の場合、利用者料金と接続料の料金水準は、概ね 2 : 1 の比率となっています。）

利用者料金収入と接続料収入の差額については、例えば弊社の中継電話サービスの場合であっても差額が生じており、多くの電気通信事業者において何らかの利用者料金収入と接続料収入における差額はあるものと考えます。

質問5 コスト割合が大きい携帯事業者が料金設定する方が料金を引下げやすいか

固定電話網はこれまでに主な設備投資が終了し概ね完成したネットワークであるのに対して、携帯電話網は未だ技術革新が著しく世代交替に伴う大規模な設備投資が継続しています。現在、携帯電話のネットワークは、第二世代から第三世代への過渡期であり、海外の動向をみた場合にはその事業リスクはこれまで以上に大きなものとなりつつあります。

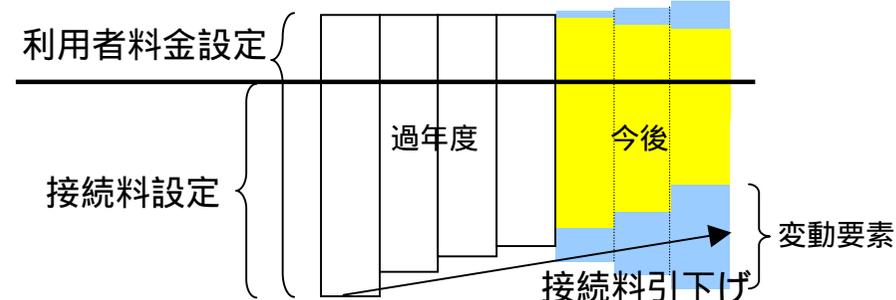
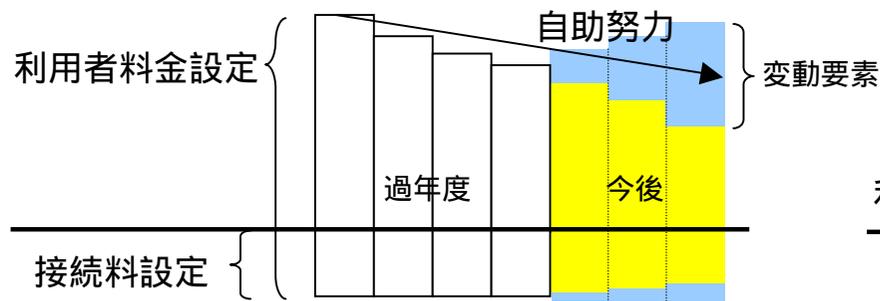
このため、携帯事業者側のコスト割合・変動要素は、固定電話と比して相対的に大きいものと考えられます。利用者料金の引下げのためには、ネットワークコストを含めた経営の効率化が不可欠となりますが、現時点においては、依然として携帯事業者側の努力余地が少ないものと考えています。

固定事業者側が利用者料金を設定することとした場合、その料金引下げは、携帯事業者の接続料の動向により左右される間接的なものとなる可能性が高く、携帯事業者側の経営効率化が直接料金の低廉化に反映される現行の枠組みが基本的に継続されることが適当と考えます。

〔概念図〕

< コスト割合大・変動要素大 = 利用者料金設定 >

< コスト割合小・変動要素小 = 利用者料金設定 >

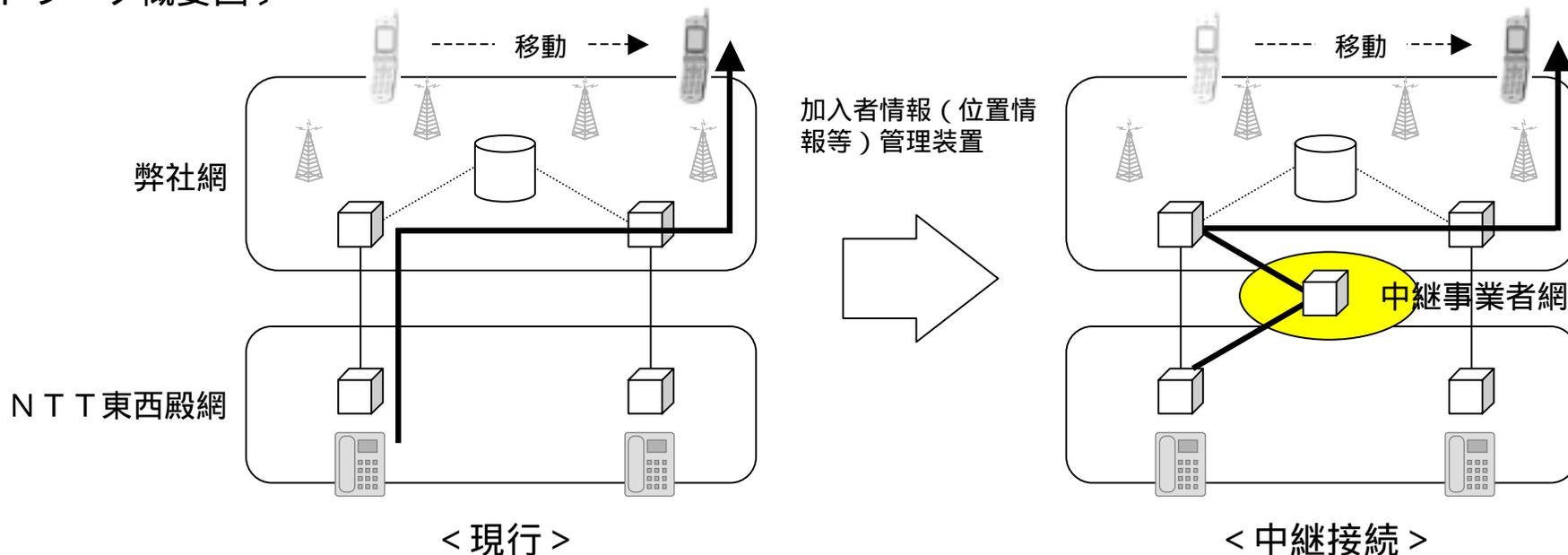


質問6 中継接続に関するネットワークの効率性の問題について

電気通信分野における競争の意義は、代替性のあるネットワーク設備を構築することにより、その効率化を通じて利用者利便の向上に資することにあると考えます。中継事業者が国内長距離電話市場に参入した際は、分社以前のNTT殿の長距離ネットワーク区間を代替することにより、料金の低廉化を実現しました。しかしながら、固定発携帯着における中継接続は、追加的に中継事業者のネットワークを経由させる形態であり、ネットワーク的にはむしろ非効率と言わざるを得ません。

ブロードバンド化の進展に伴うIP電話の普及等により、今後は電話交換機を経由したトラヒックの大幅な変動も想定されるところであり、交換機等の改修や利用者のダイヤリング変更を伴う可能性のある当該中継接続に時間とコストを費やすことは、経済合理性の観点からも社会的な意義が乏しいと考えます。

〔ネットワーク概要図〕

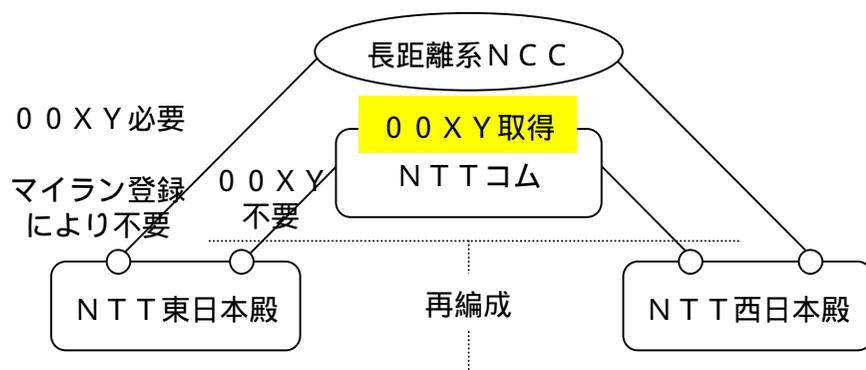


質問 7 中継接続を導入する場合にマイライン制度の対象とするか

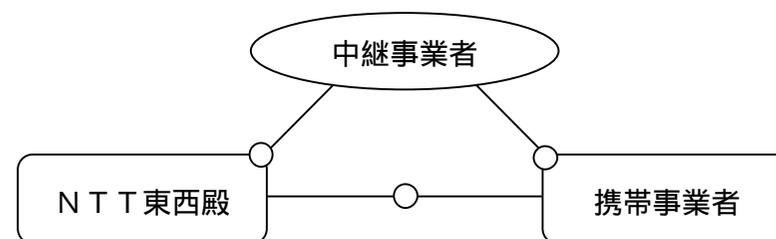
固定発携帯着に中継接続を導入する場合、マイライン制度の対象とすることは、次の理由から必ずしも不可欠ではないものと考えます。

- ・ 現行のマイライン制度は、NTT殿（当時）の再編成時において分社して設立される長距離会社等が、利用者利便のため事業者識別番号のダイヤリングを不要とされたことから、競合する長距離系NCCにも事業者識別番号のダイヤリングを省略して通話を可能とする仕組みとして導入されたもの。
- ・ 一方、固定発携帯着に中継接続を導入する場合には、加入者網としての携帯事業者は、網構成上、中継事業者と競合するところがなく、上記のような問題は生じない。

〔現行のマイライン制度（NTT再編成に伴う整理）〕



〔固定発携帯着の場合〕



なお、前述のとおり、ブロードバンド化の進展に伴うIP電話の普及等により、電話交換機を経由したトラフィックが大幅に変動していくことも想定されているところであり、交換機等の改修に時間とコストを費やすことは、経済合理性の観点からも社会的な意義が乏しいと考えます。

質問 8 中継接続を導入する場合の必要事項（期間および費用）

中継接続を導入する場合、通話路設定方法を検討する必要があります。これには、携帯電話利用者の位置情報等の検索は携帯事業者が行うことを前提に、中継事業者網が最寄の接続点で携帯事業者網に接続する方法、中継事業者網が各携帯事業者に付与されているCDE番号に基づいて当該区域の接続点に接続する方法、あるいは中継事業者網が携帯電話利用者の位置検索を可能とする機能開発を行った上で携帯電話利用者の在圏する区域の接続点に接続する方法、があります。

その他、詳細な技術的事項（信号条件・課金方式・精算方式・設備容量等）についても検討する必要があります。

マイライン制度の対象とする場合には、NTT東西殿の網改造（期間および費用）や、利用者に対する周知・運用等、検討事項は広範に亘るものと考えます。

以上の項目については、未検討の段階であり、必要となる期間および費用について現時点では回答困難な状況にあります。

質問 9 I P 電話発携帯電話着はどの事業者が料金設定をするべきか（従来との相違点）

I P 電話発携帯着の通話（下図参照）についても、携帯電話利用者の位置検索、移動中のハンドオーバー等、通話を成立させるための主要な機能は、これまで同様に携帯事業者が提供することから、携帯事業者が利用者料金を設定することが合理的であると考えています。

しかしながら、I P 電話には、様々なネットワーク形態（専用 I P 網利用、他社 I P 網利用、インターネット網利用等）があり、また、定額料金制を導入する動き等、ビジネスモデルも多様になってきています。このため、I P 電話については、利用者料金の設定方法や事業者間の精算の仕組みに関して、既存電話間の接続とは同列に整理し難い点も生じてくる可能性があり、I P 電話発携帯着の通話については、一の電気通信事業者が E - E 料金を設定するという従来の考え方にとらわれず、過渡期にある I P 電話の特性も踏まえて検討していく必要があると考えます。

自網内の通話料を定額料金としている I P 電話との接続については、定額料金と従量料金の区分も事業者によって様々な考え方が生じることから、各事業者がそれぞれの役務提供区間について個別に利用者料金を設定する方法（ぶつ切り料金）についても検討する余地があると考えます。

〔参考 I P 電話との接続構成（想定）〕

